

失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第57号

失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則

失業者の退職手当支給規則（昭和31年名古屋市規則第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第8項第4号中「職業」を「安定した職業」に改め、同条第11項中「次の各号に掲げる退職手当の区分ごとに、当該各号に掲げる」を「雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

第12条第1項中「90日」を「雇用保険法第33条第1項本文に規定する期間」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、同項ただし書に該当する者に相当する受給資格者にあつては、この限りでない。

第12条の4第1項中「就業手当に相当する退職手当にあつては就業手当に相当する退職手当請求書（様式第10号）に、」を削り、「第56条の3第1項第1

号ロ」を「第56条の3第1項第1号」に改める。

附則第4項中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

様式第10号を次のように改める。

様式第10号 削除

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の失業者の退職手当支給規則第2条第8項第4号の規定は、退職職員（退職した職員退職手当条例（昭和31年名古屋市条例第20号）第2条第1項に規定する職員（同項各号のいずれかに該当する者を除き、同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）であって施行日以後に安定した職業に就いたものについて適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いたものに対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。